

第2期津幡町教育振興基本計画 【目次】		
第1章	計画の策定にあたって	P. 1
	I 計画策定の背景	P. 2
	II 基本的な考え方	P. 2
	III 計画の位置づけ	P. 3
	IV 計画の期間	P. 3
第2章	教育をめぐる現状と課題	P. 4
	I 津幡町の教育を取り巻く状況	P. 5
	II 第1期津幡町教育振興基本計画の成果と課題	P. 3 2
第3章	基本理念と目標	P. 4 3
	I 基本的な考え方	P. 4 4
	II 基本理念	P. 4 4
	III めざす人間像	P. 4 4
	IV 施策を推進するための視点	P. 4 5
	V 計画の体系	P. 4 6
第4章	計画を実現するための施策と取組	P. 4 8
	基本目標 1	P. 4 9
	基本目標 2	P. 5 5
	基本目標 3	P. 6 1
	基本目標 4	P. 6 7
	基本目標 5	P. 7 5
	基本目標 6	P. 7 9
	基本目標 7	P. 8 5
第5章	計画の実現に向けて	P. 8 9
	I 計画の周知	P. 9 0
	II 計画の推進	P. 9 0
	III 計画の実現と点検	P. 9 0

参考資料	津幡町教育振興基本計画策定委員会設置規程	P. 9 2
	津幡町の国指定重要文化財・石川県指定文化財・津幡町指定文化財一覧	P. 9 4
	津幡町立小中学校・教育センター一覧	P. 9 6
	津幡町社会教育施設・生涯学習施設一覧	P. 9 6
	津幡町のスポーツ施設一覧	P. 9 7
	用語の解説	P. 9 8

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景

平成18年12月に全面改正された教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項において、国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。

これを受けて、国においては平成20年7月に「教育振興基本計画」、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」、令和5年4月に「第4期教育振興基本計画」が策定されました。

併せて、同条第2項では「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を基にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

このことから、石川県・石川県教育委員会においては、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」、平成28年3月に「第2期 石川の教育振興基本計画」、令和3年3月に「第3期 石川の教育振興基本計画」が策定されました。

このような中、津幡町教育委員会では、国や石川県の計画を参酌しながら、本町ならではの教育を推進し、『ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり』を基本理念として、平成26年9月に「津幡町教育振興基本計画」を策定しました。令和2年1月には中間評価及び見直しを行い、計画的な教育行政の推進に努めてきました。

本計画が令和6年度末に終了し、これまでの考え方を継承しつつ、教育をとりまく社会状況の変化などを踏まえ、令和7年度から10年間の教育行政の方向性や基本的な施策を総合的・具体的に進めていくことを目的として、新たに「第2期津幡町教育振興基本計画」を策定しました。

II 基本的な考え方

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA（ブーカ）」の時代ともいわれています。新型コロナウイルス感染症等がもたらした経済社会の混乱や地域コミュニティの分断、ロシアのウクライナ侵攻や中東における紛争による国際情勢の不安定化は、将来予測困難な時代を象徴するような事態だといえます。その一方で、IoT、人工知能（AI）など、デジタル分野における技術革新は急速に高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた超スマート社会（Society5.0）の時代が到来しつつあるともいわれています。

子どもたちの世界では、いじめ、不登校、ゲーム依存、スマートフォン依存、コミュニケーション不足の問題など、人と人との相互理解や協働の精神の希薄化が顕著となり、学校教育や社会教育における新たな課題も明らかになってきました。

また、自然災害においては、津幡町は令和５年７月の豪雨災害、令和６年１月の能登半島地震により甚大な被害を受け、そのほかにも豪雪や大寒波等多くの災害に見舞われました。このような自然災害の経験を生かし、今後起こり得る自然災害に対して安全・安心を確保できる教育環境づくりが求められます。

国は、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。本町教育の推進にあたっては、この趣旨を十分踏まえ、大きく変化する社会に適切に対応し、ともに分かち合い幸せに生きていく力を培うことが大切であると考えています。

津幡町教育委員会では、こうした状況を踏まえ、平成２６年９月に策定した「津幡町教育振興基本計画」の成果と課題を整理するとともに、めざす教育像を明確にし、今後１０年間の教育行政の基本的な方向を示すため本計画を策定するものです。

Ⅲ 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第１７条第２項に基づく津幡町の教育行政における基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織および運営に関する法律第１条の３に規定する「大綱」として位置づけます。

また、本町の行政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「第５次津幡町総合計画」等の関連計画とも整合性を保ちながら、今後策定予定の「第６次津幡町総合計画」における教育分野の個別計画としての性格を有します。

Ⅳ 計画の期間

教育振興基本計画は、令和７年度を初年度とし、令和１１年度までの５年間を中期期として「第６次津幡町総合計画」と調整しながら、再度見直しを図ります。

また、計画期間を１０年と定め、評価・検証を行い、必要に応じ、随時見直しを行います。

